

業務部速報

発信者》JREU

仙台地本業務部 / 湯ノ目

〒983-0852

仙台市宮城野区榴岡1-4-3

TEL 022-297-0155

FAX 022-291-3070

JR 031-3981~3

FAX 031-3980

2019年12月 10日

一部職場における年休取得・時季変更権行使状況に関する緊急申し入れ

提出！

2019年12月9日に申6号「一部職場における年休取得・時季変更権行使状況に関する緊急申し入れ」を提出しました。団体交渉日程や内容については、別途お知らせします。不明な点等ございましたら、地本業務部に連絡を下さい。

この間、労働基準法第36条第1項の規定に基づく時間外及び公休日労働に関する協定に関連し、団体交渉等で労使議論をつくり出してきました。適正な労働時間管理や時間外労働の削減・年休取得に関しては、現業・非現業に関わらず働く社員・組合員として安全確保・お客さまサービスを行うため、働きがい・人材育成に向けた健康管理の為に、必要不可欠であると考えています。

昨年「働き方改革関連法案」成立に伴い、2019年4月1日から、使用者は10日以上の有給休暇が付与される全ての労働者に対し、毎年5日間、時季を指定して有給休暇を取得させることが義務付けられました。

こういった中、特に山形運輸区では乗務員、とりわけ運転士における要員不足・年休取得状況に対しての改善の兆しが見えません。又、ジョブローテーション実施に向けた現状も相まって、職場では不安や疑念が渦巻いており、乗務員に留まらず職場総体のモチベーション低下が安全な鉄道運行へ支障をきたす懸念があります。このことに対して、責任追及や対処療法等ではなく、この間の経緯も含め、是正に向けた議論をつくり出していきたいと思っております。

つきましては、以下のとおり申し入れますので真摯な回答・労使議論を求めます。

記

1. 仙台支社内における要員状況・年休取得状況に関して明らかにすること。
2. 仙台支社内の各運転職場における乗務員(運転士・車掌)の要員状況・年齢構成を明らかにすること。
3. 山形運輸区における乗務員、特に運転士における要員状況・年休取得数・時季変更権行使状況に関して支社の見解を明らかにすること。また、休日勤務数及び実態を明らかにすること。尚、適正に年休取得が出来るように対策を講じること。
4. 現状を踏まえ、安全確保・人材育成等に向けた職場総体のモチベーションを保つため、社員・組合員の生活設計を考慮した納得感のある転出以外を行わないこと。
5. 要員状況・年休取得状況に関して、必要の都度、労使議論を行うこと。

以上